

アンケート分析からみた連結会計の検討

大 倉 雄次郎

1. 本調査における背景—連結会計の基礎概念—

従来証券取引法の企業の情報開示の中心は、個別企業の経営実態を示す個別財務諸表であったが、多角化・国際化した企業のより投資判断のためには、企業集団に係る情報が一層重視されているところから連結財務諸表中心のディスクロージャーとなっている。

そこで、この連結財務諸表を誰の立場から開示するかが連結基礎概念で、これには親会社説と経済的単一体説とがある。

両者の共通点は、単一の指揮下にある企業集団全体の資産・負債と収益・費用を連結財務諸表に表示するという点では同じである。

両者の相違点を資産・負債・資本に関して見てみると次の通りである。

親会社説は、企業の所有者を重視する資本説を基調にして、連結財務諸表を親会社の財務諸表の延長戦上に位置づけている。従って親会社説は、親会社が子会社の資産を所有し、負債を負っているのではなく、親会社は資本に関して子会社の純資産に対し親会社の株主持分のみを反映させている。親会社説においては、少数株主持分とは、支配を獲得する子会社（被取得企業）における親会社（取得企業）以外が所有する持分である。

他方経済的単一体説は、企業を出資者から独立したものとみなす実体説を基調にして、連結財務諸表を親会社とは区別される企業集団全体の財務諸表と位置づけて企業集団を構成するすべての会社の株主持分を反映させる。従って連結財務諸表は、企業グループの資産・負債・収益・費用・利益をすべて連結実体として捉える。そこでは連結企業グループの所有者持分は支配持分と非支配持分とに区分される。

日本基準では、従来どおり、親会社説である。親会社説をとるばあいでも、これを負債の部に表示する方法と負債の部と資本の部の中間に表示する方法とがあるが、現行では少数株主持分は親会社の資本のうち、親会社に帰属していない部分であるため株主資本とは区別して表示される。また少数株主持分に属する損益は、企業グループの連結損益計算書の当期純損益の金額から控除されるので、連結損益計算書における純損益の金額は親会社持分に帰属する部分だけを計算している。

他方国際会計基準審議会 (IASB) や米国財務会計基準審議会 (FASB) では、少数株主持分が概念フレームワークにおける負債の定義に合致するものではなく、かつ企業グループの現在の債務を示していないので、負債と考えていない。そこで少数株主持分は企業グループに属する子会社の親会社以外の株主が保有する当該子会社の純資産に対する残余部分を表し概念フレームワークにおける持分の要件を満たしている。ここに経済的単一説から少数株主持分が純資産の部に位置づけられる。これを背景に新会計基準が発表された。

2. 連結会計の企業対応動向調査概要

(1) 研究目的

昭和50年6月24日に「連結財務諸表の制度化に関する意見書」が公表され、次いで平成9年6月6日に「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」、更に平成20年12月26日に「連結財務諸表に関する会計基準22」が公表された。この改正が企業にどのように受容されているかという観点から、また連結財務諸表が日本経済の発展と企業の国際競争力強化の一助として根づく為にはいかに在るべきかという視点から3回にわたってアンケート調査を実施してきた。

(2) 調査対象 (東証1部上場企業)・調査日・回答会社数

- 1回目：平成14年9月：回答会社 211社 (文部科学省科学研究費補助金による)
- 2回目：平成17年1月：回答会社 64社 (個別研究費による)
- 3回目：平成20年9月：回答会社 107社 (関西大学経済政治研究所補助金による)

3. 連結財務諸表の作成・開示状況

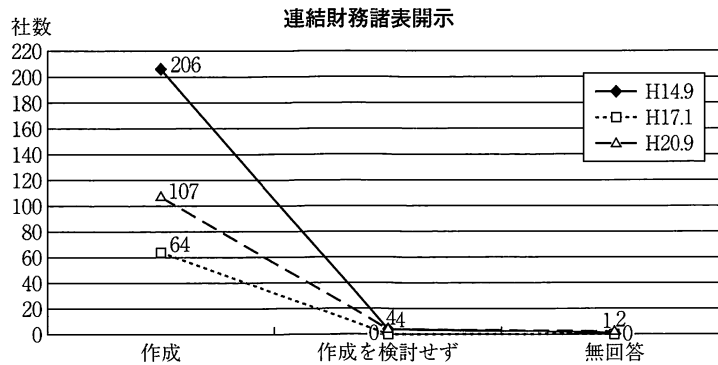
「貴社は連結財務諸表を作成・開示されていますか」

- ①作成している
- ②作成を検討していない
- ③無回答

東証1部では、殆んど連結財務諸表を作成・開示している。

東証1部 連結財務諸表 作成開示

調査月	回答会社	①作成	②作成を検討せず	③無回答
H14.9	211	206	4	1
H17.1	64	64	0	0
H20.9	113	107	4	2



4. 連結子会社の支配力基準

自己が他の会社の議決権の40%－50%以下を所有し意思決定機関の支配の要件を満たしているとしても、他に当該他の会社の議決権の過半数を自己の計算において所有する株主が存在している場合には、子会社ではなく関連会社となる。当該他の会社等が共同支配の実態にある合併会社である場合には、当該他の会社は共同で支配を行っている特定の会社の子会社に該当せず、それぞれの会社の関連会社として取り扱われる¹⁾。

(イ)「議決権株式40%－50%以下の次の会社を連結子会社に入れるべきかについてご意見をお聞かせください。親会社と関連会社で株式過半数になる会社

①入れるべきでない ②わからない ③会計士の判断による ④入れるべきだ」

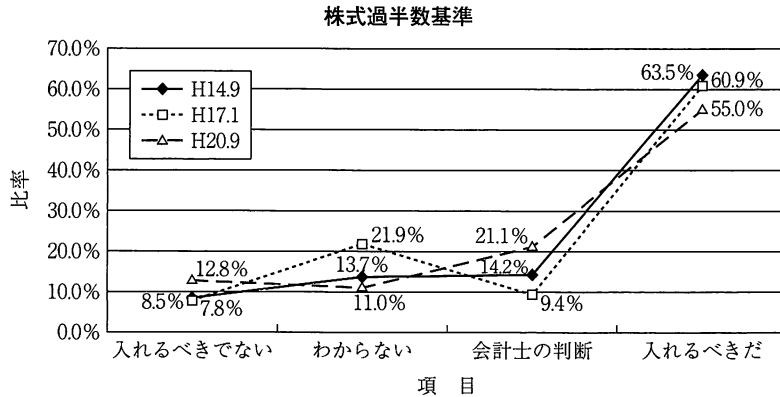
入れるべきだが毎回調査で55%以上であるが、会計士の判断によるが上昇している。

株式過半数

調査月	①入れるべきでない	②わからない	③会計士の判断	④入れるべきだ	合計
H14.9	8.5%	13.7%	14.2%	63.5%	100%
H17.1	7.8%	21.9%	9.4%	60.9%	100%
H20.9	12.8%	11.0%	21.1%	55.0%	100%

議決権の所有割合は、行使しうる議決権の総数から自己株式、完全無議決権株式（株主総会のすべての事項について議決権を行使することができない株式）、相互保有株式を除いたもので判定する。

1) ここでは、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」企業会計基準適用指針第22号（平成20年5月13日公表）の解説をアンケート結果の後に記述している。



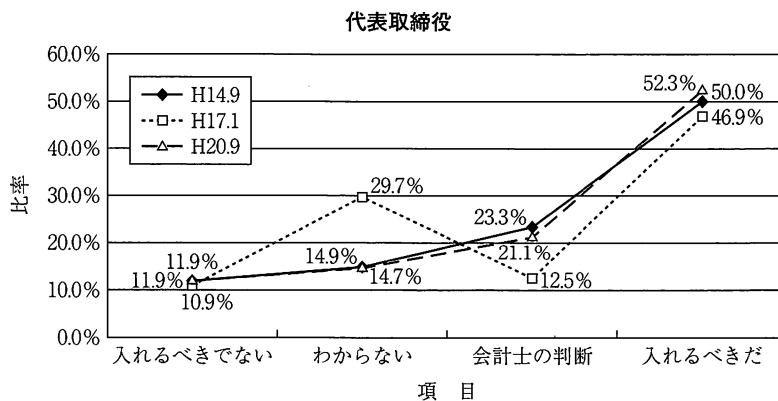
(ロ)「議決権株式40% - 50%以下の次の会社を連結子会社に入れるべきかについてご意見をお聞かせください。代表取締役を親会社が派遣している会社

①入れるべきでない ②わからない ③会計士の判断による ④入れるべきだ

入れるべきだが毎回調査で50%前後であるが、会計士の判断によるが初回と第三回ではほぼ同一である。

代表取締役を親会社が派遣

調査月	①入れるべきでない	②わからない	③会計士の判断	④入れるべきだ	合計
H14.9	11.9%	14.9%	23.3%	50.0%	100%
H17.1	10.9%	29.7%	12.5%	46.9%	100%
H20.9	11.9%	14.7%	21.1%	52.3%	100%



(ハ)「議決権株式40% - 50%以下の次の会社を連結子会社に入れるべきかについてご意見をお聞かせください。取締役の過半数を親会社が派遣している会社

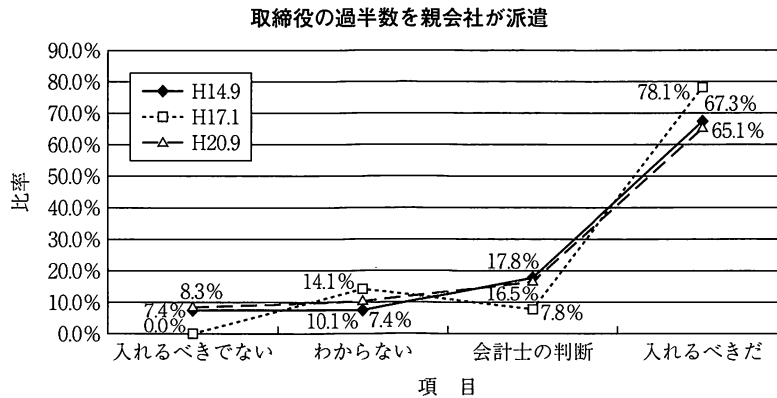
①入れるべきでない ②わからない ③会計士の判断による ④入れるべきだ

入れるべきだが毎回調査で65%以上であるが、会計士の判断によるが初回と第三回ではほぼ17%で同一である。

この人的支配については親会社からの役員、使用人に加えて、自己の業務を執行する社員も該当する。

取締役の過半数を親会社が派遣

調査月	①入れるべきでない	②わからない	③会計士の判断	④入れるべきだ	合計
H14.9	7.4%	7.4%	17.8%	67.3%	100%
H17.1	0.0%	14.1%	7.8%	78.1%	100%
H20.9	8.3%	10.1%	16.5%	65.1%	100%



(二)「議決権株式40% - 50%以下の次の会社を連結子会社に入れるべきかについてご意見をお聞かせください。多額の資金貸付、債務保証をしている会社

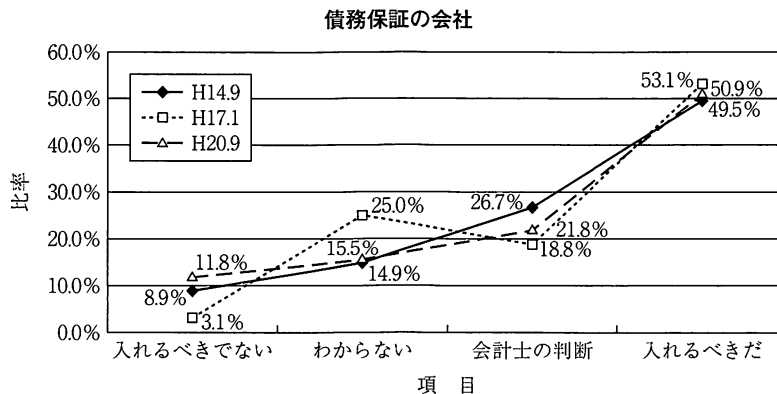
①入れるべきでない ②わからない ③会計士の判断による ④入れるべきだ」

入れるべきだが毎回調査で50%前後であるが、会計士の判断によるが毎回20%前後である。

資金要件については「自己が資金調達額（負債に計上分）の総額の概ね過半の融資（債務保証又は担保の提供を含む）を行っている会社等（金融機関が通常の取引として融資を行っている会社等を除く）」ことになる。

債務保証をしている会社

調査月	①入れるべきでない	②わからない	③会計士の判断	④入れるべきだ	合計
H14.9	8.9%	14.9%	26.7%	49.5%	100%
H17.1	3.1%	25.0%	18.8%	53.1%	100%
H20.9	11.8%	15.5%	21.8%	50.9%	100%



5. 資産・負債の時価評価

(1) 「連結決算の資本手続きとしての連結子会社の資産・負債の時価評価はいずれを採用しておられますか。」

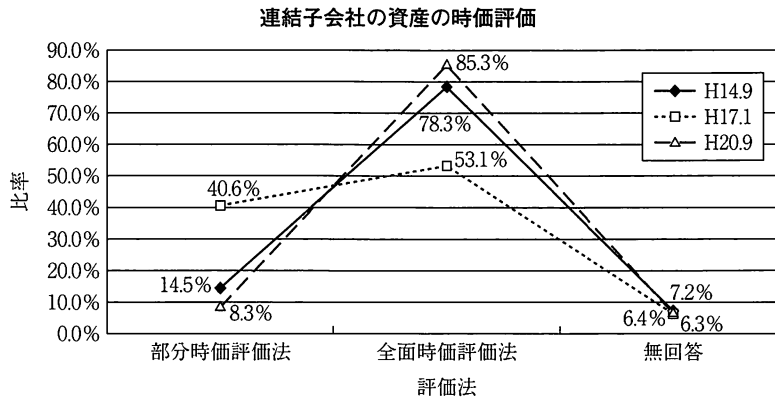
①部分時価評価法 ②全面時価評価法 ③無回答

今回の調査では、全面時価評価法が85%で、部分時価評価法は8%である。この結果は全面時価評価法を採用となる今回の連結財務諸表の改正手続きを妥当とする。

資本手続き

東証1部 連結子会社の資産負債の時価評価

調査月	①部分時価評価法	②全面時価評価法	③無回答	合計
H14.9	30	162	15	207
H17.1	26	34	4	64
H20.9	9	93	7	109



日本では、現行が部分時価評価法と全面時価評価法の選択適用である。改正では、全面時価評価法のみである。

①部分時価評価法

部分時価評価法とは、子会社の資産及び負債のうち親会社持分に対応する部分を株式の取得日ごとに当該日の時価で評価する。少数株主持分に対応する部分については、子会社の簿価の金額による。従って少数株主持分の計算では評価差額は対象とならない。

部分時価評価法では、支配獲得後も子会社の資産及び負債を当日の時価により評価替えを行うので、子会社株式の追加取得日において、追加取得分の評価差額を計上することになる。又、部分時価評価法では、少数株主持分に相当する子会社の識別可能な資産・負債の公正価値及び公正価値に対する少数株主持分についての情報が連結財務諸表に提供されない。

部分時価評価法は親会社説に基づいた評価方法である。

②全面時価評価法

全面時価評価法では、支配獲得時に子会社の資産及び負債の全てをそのときの時価で評価す

る。この評価差額を当該日の持株比率により親会社持分額と少数株主持分額とに按分する。少数株主持分も子会社の時価評価した後の金額で計算する。

支配獲得後は時価による評価替えを行わないので、子会社株式の追加取得日において、評価差額を計上しない。全面時価評価法では、支配持分と少数株主持分に相当する子会社の識別可能な資産・負債の公正価値のすべての情報が連結財務諸表に提供されるため、現金創出能力の評価と経営者の説明責任が全うされる。

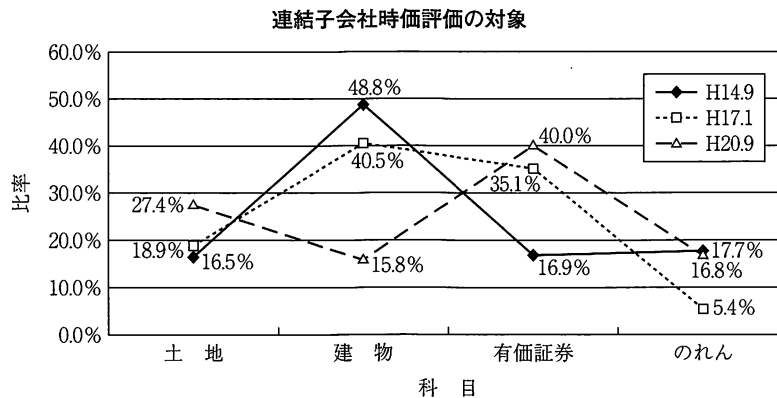
全面時価評価法は経済的単一説に基づいた評価方法である。FASBやIFRSは、この立場を取る。

(2) 「連結決算の資本連結手続きとしての連結子会社の資産・負債の時価評価（評価差額）の対象とする科目はどれですか

- ①土地 ②建物 ③有価証券 ④営業権又は連結暖簾 ⑤無回答」

東証1部 連結子会社時価評価の対象（複数回答）

調査月	①土地		②建物		③有価証券		④のれん		合計	
H14.9.	42	16.5%	124	48.8%	43	16.9%	45	17.7%	254	100%
H17.1	14	18.9%	30	40.5%	26	35.1%	4	5.4%	74	100%
H20.9	52	27.4%	30	15.8%	76	40.0%	32	16.8%	190	100%



時価評価の対象として、有価証券の評価が大きくなっている。

6. キャッシュ・フロー計算書

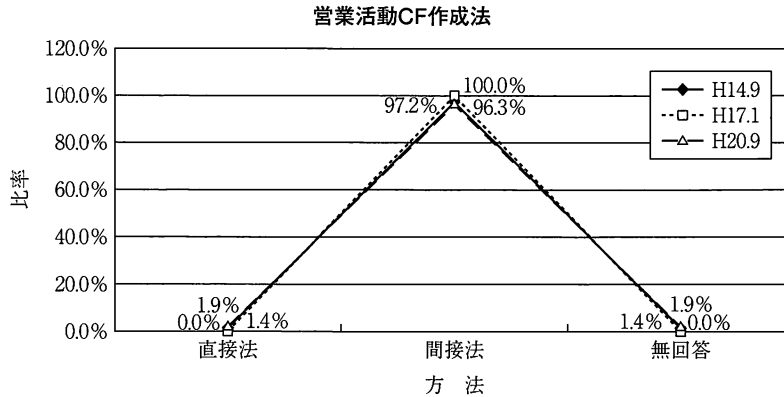
(1) 「キャッシュ・フロー計算書の営業活動に関するキャッシュ・フローの作成方法は次のいずれを採用しますか。

- ①直接法 ②間接法 ③無回答」

直接法は資金繰りから作成することにより、連結対象となる子会社が多いためキャッシュ・フロー計算書の作成が実務上不可能に近いことから100近い企業は間接法となる。

東証1部 営業活動に関するCFの作成方法

調査日	①直接法		②間接法		③無回答		④合計	
H14.9.	3	1.4%	207	97.2%	3	1.4%	213	100.0%
H17.1	0	0.0%	64	100.0%	0	0.0%	64	100.0%
H20.9	2	1.9%	104	96.3%	2	1.9%	108	100.0%

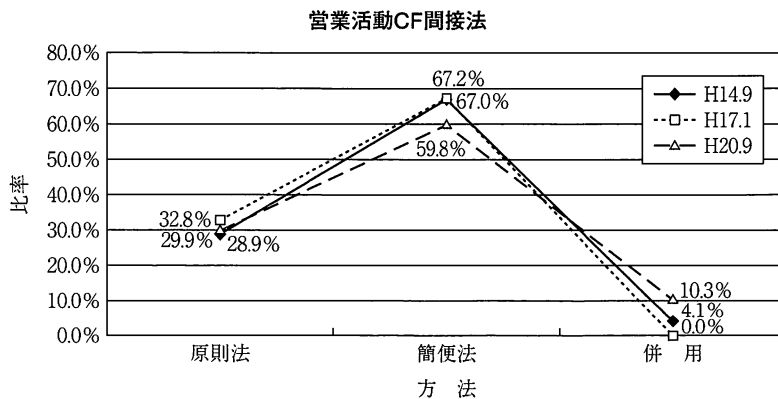


(2) 「営業活動に関するキャッシュ・フローの作成方法 (上記②間接法採用の場合) は、次のいずれを採用しておられますか

- ① 原則法 (子会社もキャッシュ・フロー計算書を作成)
- ② 簡便法 (連結貸借対照表・連結損益計算書等のみで作成)
- ③ ③①と②の併用

東証1部 営業活動CF間接法の作成法

	①原則法		②簡便法		③併用		合計	
H14.9.	56	28.9%	130	67.0%	8	4.1%	194	100%
H17.1	21	32.8%	43	67.2%	0	0.0%	64	100%
H20.9	32	29.9%	64	59.8%	11	10.3%	107	100%



簡便法 (連結貸借対照表・連結損益計算書等のみで作成) が60%から70%である。

(3) 直接法と間接法

①直接法が何故支持されるのか

その第一は、現金収支予測への有用性である。「直接法は企業が営業現金収支を創出し、使

用する方法を理解するのに利用者を助けるのでより有用な情報を提供することを主張する。この様に直接法は現金収支を予測するのに有用である情報を提供する。それは間接法では利用できない情報である」²⁾

第二は、異なった企業の比較可能性である。「異なった企業の営業活動の成果の比較をも強調する。即ち総営業活動現金収支を報告することによって、直接法は取引や事象のような異なった会計方法を使用することの影響を削るからである」³⁾

②間接法はなぜ支持されるのか。

第一は、間接法で他の財務諸表との関連である。「間接法の支持者たちは間接法が現金収支計算書と他の財務諸表の間の有用な連鎖を生じると主張する。棚卸資産、営業債権・債務の期間中変動の開示は、企業の営業活動の変化と運転資本要求での物価変動の関係に関し有用な情報を提供する」⁴⁾

第二は、コスト面で間接法は直接法よりも、かからないからである。

第三は、連結子会社が2以上になると実務上の作業において、直接法は不可能であるからである。

③キャッシュ・フロー計算書の役立ち

キャッシュ・フロー計算書の役立ちは他の財務諸表や関連する開示たとえばセグメント情報とともに利用することで、投資家、債権者、その他の利用者にとって次の事柄を知るのに役立つのである。「1. 積極的な将来現金収支を総収支する企業能力の評価 2. 債務、配当、金融等への支払い能力の評価」⁵⁾。これはディスカунティド・キャッシュ・フローによる現在価値計算や減損会計への応用である。

しかし直接法と間接法の優位点を併用するのは、むしろ我が国の資金移動表である。

7. のれん

「連結調整勘定の償却期間は何年としますか（複数回答）」

①5年 ②10年 ③20年 ④即時 ⑤償却しないで減損する」

2) International Accounting Standard Committee (IASC), *Cash Flow Statements Exposure Draft* 36, par. 21

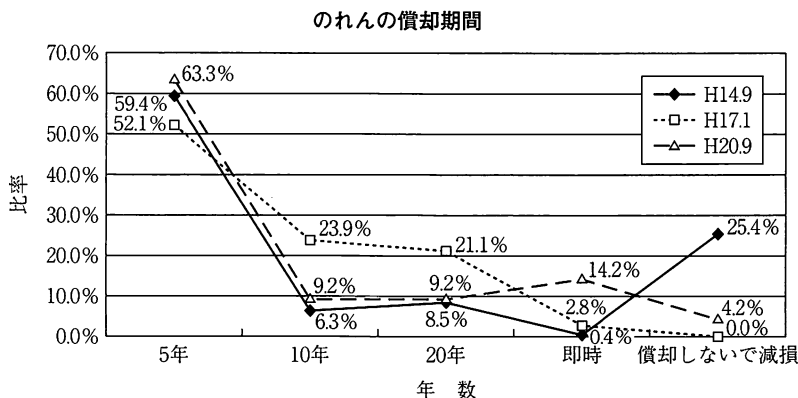
3) Ibid, par. 21

4) Ibid, par. 22

5) Miller, *GAAP Guide*, Harcourt Brace & Company, 1996, p.4. 03

のれん勘定の償却期間 (複数回答)

調査月	①5年		②10年		③20年		④即時		⑤償却しないで減損		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
H14.9	133	59.4%	14	6.3%	19	8.5%	1	0.4%	57	25.4%	224	100%
H17.1	37	52.1%	17	23.9%	15	21.1%	2	2.8%	0	0.0%	71	100%
H20.9	76	63.3%	11	9.2%	11	9.2%	17	14.2%	5	4.2%	120	100%



のれんの借方差額は超過収益力を示す。IFRSやFASBがのれんについて減損処理をしているのに対し、のれんの償却は新会計基準においても原則として20年以内に償却し、必要に応じて減損処理をする。のれんは、買入暖簾説を採用しているため、少数株主持分からは発生しない。また負ののれんについては、現行の負債に計上し20年以内に利益に振り替えるから新会計基準において当期の損益とした。

8. 退職給付年金制度

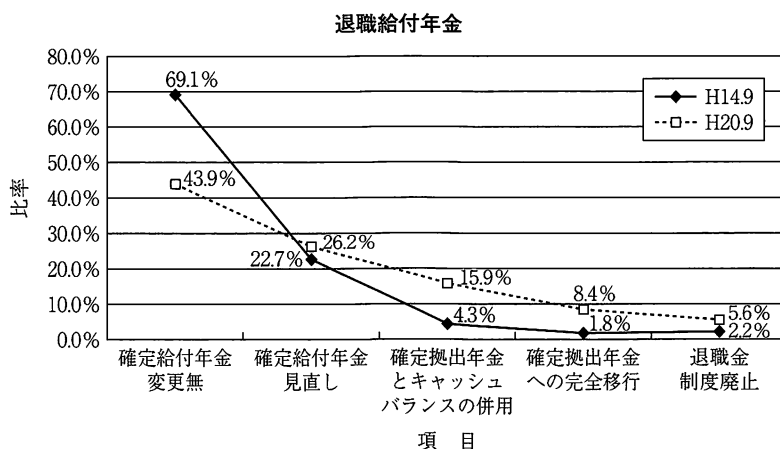
「貴社の退職給付年金制度の改正または変更が行われましたか。」

- ①確定給付年金制度変更なし
- ②確定給付年金制度の見直し
- ③確定拠出年金とキャッシュバランスの併用
- ④確定拠出年金への完全移行
- ⑤退職金制度の廃止

確定給付年金制度変更なし70%から45%に落ちている。

退職給付年金制度の改正または変更の有無 (複数回答)

調査月	①確定給付年金変更無		②確定給付年金見直し		③確定拠出年金とキャッシュバランス		④確定拠出年金への完全移行		⑤退職金制度廃止		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
H14.9	192	69.1%	63	22.7%	12	4.3%	5	1.8%	6	2.2%	278	100%
H20.9	47	43.9%	28	26.2%	17	15.9%	9	8.4%	6	5.6%	107	100%



（１）確定給付型年金制度の退職給付債務に及ぼす影響

第一に、年金資産の運用益が、株価低迷、金融利率の低下によって、年金給付利率に相当の運用益の確保が難しい。この年金給付利率とは、退職一時金を年金化する場合につける利率をいう。この年金給付利率が退職給付会計での割引率よりも高い場合に退職給付債務の増加となる。

第二に、割引率が1%変動すればおよそ退職給付の平均発生期間（債務のデレーション）だけ退職給付債務が変動するという⁶⁾。例えば割引率が1%下落すれば平均発生期間が15年であれば、15%の退職給付債務の増加となる。

次に退職給付会計基準の変更⁷⁾がある。

第一に、実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合には、当該数理計算上の差異または過去勤務債務は、企業の採用する処理年数および処理法に従い、費用の減額として処理する。

第二に、安全性の高い長期の債券についてであるが、改正前では割引率の基礎とする安全性の高い長期の債券の利回りとは、長期の国債、政府機関及び優良社債の利回りをいう。なお割引率は、一定期間の債券の利回りの変動を考慮して決定することができる。

改正後においては割引率の基礎とする安全性の高い長期の債券の利回りとは、期末における長期の国債、政府機関及び優良社債の利回りをいう。

6) 井上雅彦「退職給付会計が企業経営に及ぼす影響」『経営財務』NO2601, 2002年12月, 19頁)

7) 企業会計基準第19号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その3）」(平成20年7月31日)適用時期：平成21年4月1日以降開始する事業年度末の財務諸表から適用する。

(2) 確定拠出年金導入企業—伊藤園—(確定拠出年金制度)の実態⁸⁾

伊藤園(本社東京都 社長:本庄八郎, 東京証券取引所一部上場, 清涼飲料製造販売業)

平成15年2月より, 旧来の厚生年金基金制度の国の代行部分を国に返上し, 厚生年金基金の加算部分(退職金の85%)を確定拠出年金に移行した。毎月の拠出金は, 基本給×掛金率(加算部分+旧制度のプラスアルファ部分)である。上限額は, 当初36,000円から現在(平成17年11月)46,000円へと変化している。

次に退職一時金(退職金の15%)は, 従来どおり支給している。但し勤続年数20年未満の従業員は, 確定拠出年金制度でカバーし, 勤続年数20年以上の従業員は退職一時金で支給される。確定拠出年金の運用想定利回りは, 3.0%である。

そこで確定拠出年金の運用商品(20商品)についてみると, 預金商品・・2商品, 保険商品・・1商品, 投資信託・・17商品である。

又企業型年金(確定拠出年金規約)を作成し, 加入者の範囲, 掛金の算定方法, 運用方法, 給付の額及び受給ホ法等を定めている。

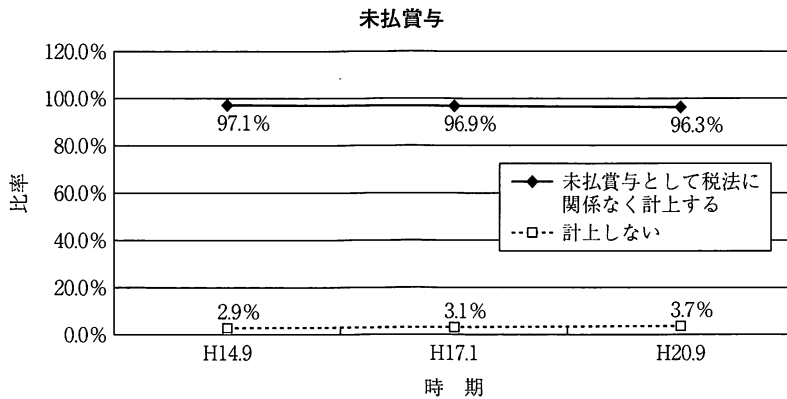
9. 賞与引当金制度

「平成10年度の税制改正で賞与引当金制度が廃止されましたが, 会計と税務の関連でどの様にしておられますか。未払賞与として税法に関係なく計上する。②計上しない」
ほとんどの企業が未払賞与として税法に関係なく計上している。

東証1部 賞与引当金制度の計上

調査月	①未払賞与として税法に関係なく計上する		②計上しない		合計	
H14.9	202	97.1%	6	2.9%	208	100.0%
H17.1	62	96.9%	2	3.1%	64	100.0%
H20.9	104	96.3%	4	3.7%	108	100.0%

8) 伊藤園「厚生年金基金の解散及び確定拠出年金制度の導入に関するお知らせ」(平成15年1月28日)プレス発表



10. 役員退職金制度

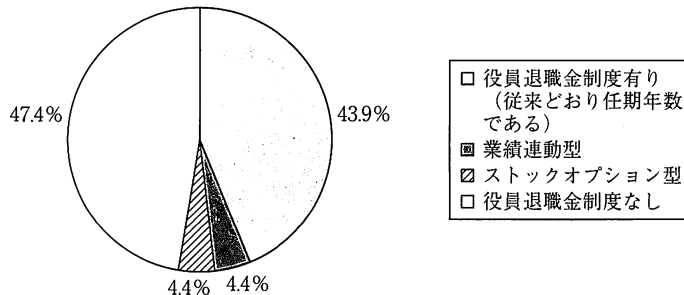
「役員退職金制度はどの様にしておられますか。①役員退職金制度有り（従来どおり任期年数である）②業績連動型である ③ストックオプション型 ④役員退職金制度なし」

役員退職金制度有りと役員退職金制度なしに二分されている。

（複数回答）

調査月	①役員退職金制度有り		②業績連動型		③ストックオプション型		④役員退職金制度なし		合計	
H20.9	50	43.9%	5	4.4%	5	4.4%	54	47.4%	114	100%

役員退職金（H14.9）



（2）ストックオプションによる役員退職金—伊藤園—

（株）伊藤園では平成16年9月1日に役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金の過去積立未清算分に相当する新株予約権を発行した。この権利行使期間が役員を退任した日の翌日から10日間に限定されている新株予約権の権利行使益に係る所得区分は次の理由で退職所得になっている。

①新株予約権の付与対象者は、付与時に就任している役員であり、この新株予約権の権利行使時の権利行使価額を1円とし、その権利行使期間は、役員を退任した日の翌日から10日間に限定して一括して権利行使をしなければならない。且つ付与対象者は新株予約権の譲渡を禁止する旨の条項がある。

②権利行使期間が役員から10日間に限定されている新株予約権の権利行使益に係る所得区分についての税務当局の見解

「本件新株予約権は商法280条の21第1項（特に有利な条件による新株予約権の発行）に定める株主総会の特別決議を経て発行されたため所得税法施行令第84条第3号に規定する新株予約権に該当する。

また本件新株予約権は現実に役員を退職しなければ権利行使することができず、また退任後極めて短期間に一括して権利行使をしなければならない。

発行人と権利を与えられた者との間の雇用契約またはこれに類する関係に基因して当該権利が与えられたと認められるときは、所得税法基本通達23-25共-6（1）の取扱いに準じるとされ、給与所得となる。しかし退職に基因して権利行使が認められる一時に受けることから退職所得として課税される。

したがって本件新株予約権について課税関係が生じるのは、退任後の権利行使時（本件新株予約権を割当てられたときに就任していた会社の役員を退任した日の翌日から10日間）であることから、本件新株予約権の権利行使益は、所得税法30条第1項に規定する退職により一時に受ける給与と認められ、退職所得として課税されるものと判断する。」⁹⁾

11. 税効果会計

「税効果会計では、個別財務諸表の別表4の留保欄の加算・減算が繰延税金資産・負債になりますが、その会計処理はどこで行っていますか。

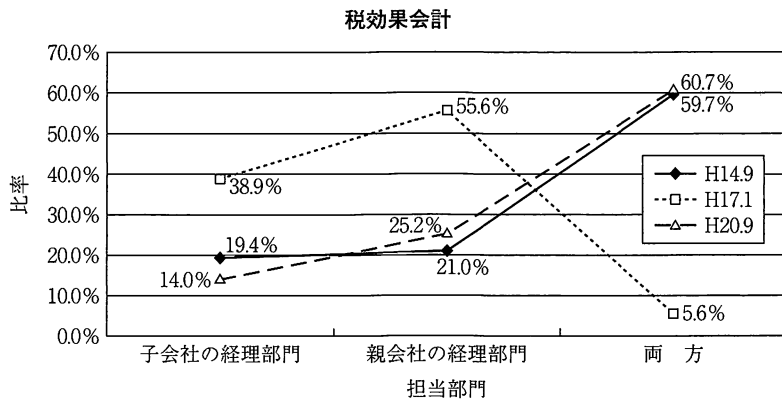
①子会社の経理部門 ②親会社の経理部門 ③両方」

子会社の経理部門と親会社の経理部門の両方が約半数である。

東証1部 税効果会社の会計処理

調査月	①子会社の経理部門		②親会社の経理部門		③両方		合計	
H14.9	36	19.4%	39	21.0%	111	59.7%	186	100%
H17.1	42	38.9%	60	55.6%	6	5.6%	108	100%
H20.9	15	14.0%	27	25.2%	65	60.7%	107	100%

9) 国税庁ホームページの東京国税局事前照会に対する文書回答例の回答年月日:平成16年11月2日(回答者:東京国税局審理課長)をまとめた。



12. 会社分割制度や持株会社

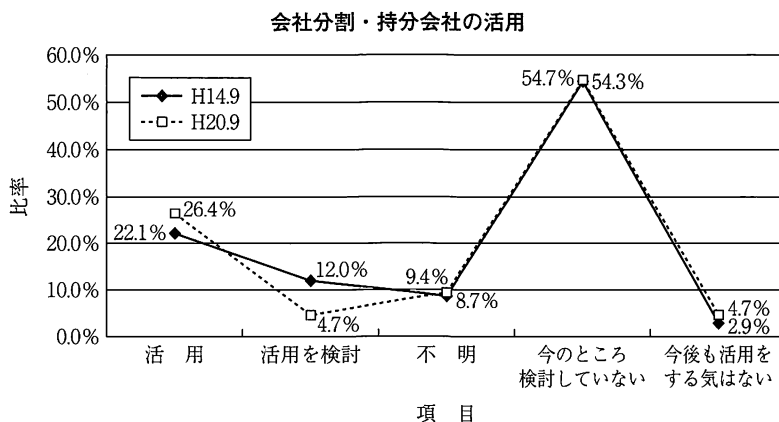
「貴社は会社分割制度や持株会社等の活用をしておられますか。」

- ①活用をしている ②活用を検討している ③不明
④今のところ検討していない ⑤今後も活用をする気はない

活用を検討せず、約60%である。

東証1部 会社分割・持分会社の活用

調査月	①活用		②活用を検討		③不明		④今のところ検討していない		⑤今後も活用する気はない		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
H14.9	46	22.1%	25	12.0%	18	8.7%	113	54.3%	6	2.9%	208	100%
H20.9	28	26.4%	5	4.7%	10	9.4%	58	54.7%	5	4.7%	106	100%



平成20年9月に行った連結会計アンケートの回答企業の子会社数は最大112社。平均しても17.6社であり、これらのことを踏まえて連結財務諸表の作成が行われている。新会計基準にも

国際的コンバージェンス以外に実務上の実態が強く反映されており、これにより新会計基準が受け入れ易くなっている。

(おわりに)

今回連結会計（東証一部上場会社）に対する3回の調査結果を時系列的に分析したが、日本の新会計基準がIASBのIFRSに対する国際的コンバージェンスのみでなく、企業の実態に合わせる形にもなっていることが検証された。

本稿は関西大学経済政治研究所「企業価値研究班」（2007～2008年度）の研究成果の一部である。